

議 第 397 号

平成25年12月5日提出

熊本市保育園条例の一部改正について

熊本市保育園条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市保育園条例の一部を改正する条例

熊本市保育園条例（昭和39年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表城東保育園の項中「中央区水道町6番15号」を「中央区九品寺1丁目13番20号」に改め、同表大江保育園の項を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表城東保育園の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

（提出理由）

大江保育園の民営化及び城東保育園の移転をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。